



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境保全

VOL.  
98

• 発行 •  
平成26年  
4月15日

〔特集〕

◆(一社)岐阜県産業環境保全協会平成26年度事業計画

〔行政ニュース〕

◆岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正  
について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〔トピックス〕

◆「P C B 廃棄物の適正処理の徹底について」 環境省  
◆「収集運搬業における過積載防止について」 警察庁ほか



特 集 (一社)岐阜県産業環境保全協会 平成26年度事業計画書 ..... 2

行政ニュース	「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正について」	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	5
--------	-------------------------------	----------------	---

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～	「輪中地帯の河川浄化作戦」	岐阜県西濃振興局環境課	6
---------------------	---------------	-------------	---

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「人・地域・自然が調和した交流都市 ～青と緑と太陽と土を生かす～」	恵那市長 可知義明	8
------	--	-----------	---

トピックス	「P C B 廃棄物の適正処理の徹底について」 「収集運搬業における過積載防止について」	環境省	9
-------	---	-----	---

警察庁ほか	11
-------	----

協会だより	⟨(一社)岐阜県産業環境保全協会⟩ 理事会の開催 ..... 15 委員会の開催 ..... 15 青年部会の動向 ..... 16 ⟨(公社)全国産業廃棄物連合会⟩ 全国正会員会長・理事長会議 ..... 16 全国正会員事務局責任者会議 ..... 16 ⟨中部地域協議会⟩ 平成25年度第2回全体会議 ..... 17 平成25年度第3回専務理事会議 ..... 17 ⟨その他⟩ 産業廃棄物処理実務者研修会 ..... 17 東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進会議 ..... 17 ⟨委員の選任⟩ ..... 18 ⟨社名変更⟩ ..... 18 ⟨優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員⟩ ..... 18 お 知 ら せ 岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分) ..... 19 平成26年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 ..... 20 電子マニフェストシステムの加入申込み方法と加入実績 ..... 21 許可の有効期限にご注意 ..... 22 協会への入会のおすすめ ..... 23 会費の納入は便利な口座振替で ..... 24 協会報への広告掲載募集 ..... 25 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について ..... 26 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ..... 27 編 集 後 記 ..... 28
-------	---

表紙写真 「春共演」(高山市国府町内)	.....	フォト飛水 河合 靖司
---------------------	-------	-------------

## 平成26年度 事業計画書

### 第1 基本方針

昨年の当初以来、新内閣の経済施策によって放たれた3本の矢により、県内の経済情勢にも少し変化の兆しが見られました。生産分野では、年初に「おおむね横ばい」とされた情勢も、以後、年内は「緩やかに持ち直している」と、やや上向きの傾向にあるようです。

しかし、今後の景気については、4～6月期に向け景気の上昇幅が縮小する、あるいは下降幅が拡大するとの予測もあり、生産活動の動向に注目が必要になります。

近年、処理業界に対しては、産業廃棄物の適正処理にとどまらず、循環型社会形成の一翼を担うよう期待が持たれています。廃棄物の処理にとどまらず事業経営においても、環境への配慮を求められています。

特に、平成25年度からは、「環境配慮契約法」に従って、国や地方公共団体等の公共機関が産業廃棄物の処理契約を結ぶ場合、処理価格だけではなく環境への配慮状況を考慮することとされました。環境への配慮状況の判断では、平成23年度に創設された「優良産廃事業者認定制度」の要件が大きく影響をします。これらの考え方は、やがて一般的なものとなり、公共機関との契約に限らず、処理業者に求められるのは必至の状況です。

また、県においても「優良産廃事業者認定制度」の促進のため、排出事業者の実地確認義務を免除する条例改正が予定されています。

このような状況を踏まえて、「優良産廃事業者認定制度」の要件となる電子マニフェストの導入、エコアクション21等の取得、インターネットによる事業の透明性の公表等を、研修指導事業等を通じて支援することとしています。

業務実施の根本である労働安全衛生の一環として、従来の研修に加えて、収集運搬業務等における交通安全対策支援を計画しております。収集運搬業務は、多くの会員において最も基本的な業務であり、支援計画事業により、一層の安全を確保できるものと考えております。

会員の皆様におかれましても、協会の研修会、講演会などには積極的に参加し、知識技能の向上に合わせて、会員相互の交流、ネットワークの形成に努め業績の向上に繋げて頂くようお願いします。

### 第2 事業計画

平成26年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

#### 〔実施事業〕

##### 1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と

理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。

- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

## 2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに有用な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

## [共益事業]

### 1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。

- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。
- (4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。
- (6) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

## 2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生研修会の実施、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、国及び岐阜県等の行う優良処理施設の認定制度等の情報を積極的に提供します。
- (3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、「協会ホームページ」等を通じて、隨時会員に提供します。
- (5) 産業廃棄物処理にかかる総合情報誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付しま

す。

- (6) 産廃手帳(2015年版)を会員に配付します。
- (7) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。
- (8) 収集・運搬業者における交通安全対策を支援するため、ドライブレコーダーを活用した交通事故防止活動を実施します。

### 3 適正処理支援事業

- (1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
- (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処

理施設の巡回指導を行います。また、不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

### 4 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。



# 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

## 【内容】

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)は廃棄物の適正処理等のため、産業廃棄物排出業者等の義務を規定しています。

このたび、下記のとおり条例を改正しましたのでお知らせします。

## 1 優良産廃処理業者への処理委託時の実地確認の免除

条例では産業廃棄物の適正処理の確認のため、排出事業者が産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託しようとするときは、当該業者が当該産業廃棄物を処理する能力を備えていることを実地に確認することを義務付けています。

国は平成23年4月から産業廃棄物の適正処理を積極的に推進するため、「優良産廃処理業者認定制度」を開始し、優良な産業廃棄物処理業者に対して優遇措置を講じ、廃棄物処理業の優良化を推進する取り組みを進めています。

この優良産廃処理業者は5年以上の事業実績があり、その間不利益処分を受けていないなど遵法性が高く、会社情報、処理情報もインターネットで公表され、健全な財務体質であることなど、産廃処理業者としての信頼性が高いことから、排出事業者が優良産廃処理業者に処理を委託する際には条例で義務付けている実地確認義務を免除しました。

現 行		改 正 後	
業者分類	実地確認	業者分類	実地確認
優良認定業者	必要	優良認定業者	不要
その他の業者	必要	その他の業者	必要

\*優良産廃処理業者認定制度とは

5年以上の実績を有する産業廃棄物処理業者が一定の基準に適合した場合に

- ①優良産業廃棄物処理業者として許可証に優良マークが記載される。
- ②(公財)産業廃棄物処理財団の「産廃情報ネット」で紹介される。
- ③処理業の許可の有効期間が通常の5年から7年に延長される。

などのメリットを受けることができる仕組み

## 2 小規模産業廃棄物処理施設の設置届出の適用除外

条例では法で規定されない施設を小規模産業廃棄物処理施設として届出することとされています。これは、法による施設設置許可を要しない処理施設を使用した産業廃棄物処理業許可の前置手続として位置付けられている制度です。

現在は環境大臣認定に係る処理施設についても届出の対象となっていますが、環境大臣認定に係る処理施設は、設置等にあたり、環境省で審査されることから岐阜県知事への届出については不要としました。

現 行		改 正 後	
施設の種類	届出	施設の種類	届出
小処 規理 模產 施設	再生利用認定 必要	小処 規理 模產 施設	再生利用認定 不要
	無害化処理認定 必要		無害化処理認定 不要
	広域処理認定 必要		広域処理認定 不要
	自社処理等 不要		自社処理等 不要
	その他の施設 必要		その他の施設 必要

## 3 施行日

平成26年4月1日

## 輪中地帯の河川浄化作戦

岐阜県西濃振興局環境課

西濃振興局の管内は、岐阜県の西南部に位置し、大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡の2市3郡6町からなっています。

当地域の大半は、揖斐川・長良川・木曽川の3大河川の流域で形成された濃尾平野に属し、この地域特有の「輪中」が存在する全国有数の水郷地帯を形成しており、豊かな自然に恵まれています。

一方、この輪中地帯を流れる河川は、必ずしも流速は速くなく、また、水質的にもよいとはいえない状況にあります。

そこで、2か所の河川において水質浄化作戦が展開されていますので紹介します。

### 【① 大江川(海津市)の水質浄化作戦】

海津市内を流れる大江川では、流れがほとんどなく富栄養化が進み、平成22年には、微細な藻類であるアオコが発生・腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐなど、河川環境面での問題が発生しました。

このため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、平成23年度に学識者や関係機関からなる「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」を設置し、浄化対策についての検討を進め、これまでに、水質対策船やモーターべートによる攪拌(かくはん)、底泥の浚渫(しゅんせつ)、揖斐川から大江川への導水社会実験など、水質浄化に向けた各種実験・調査が実施されました。

平成25年度からは、大江川流域の生活排水や農地からの栄養塩類の流入抑制に係る取り組み、水温上昇の抑制や水質浄化、あるいは発生したアオコの集積抑制の取り組みを、関係自治体や地域における取り組みと連携して、総合的な水質浄化対策が進められます。



モーターべートによる攪拌



底泥の浚渫



揖斐川から大江川への導水系統



導水社会実験

## 【② 大榑川(輪之内町)の水質浄化作戦】

輪之内町内を流れる大榑川は、流速が遅く、また、揖斐川への自然排水がほとんどないため、川が淀み、透明度も高くないという状況にあります。

そこで、輪之内町の大榑川は「清流の国ぎふ森林・環境税」を利用して、地域住民、事業者、市町村等が協働で河川に係る問題を解決する地域協働水質改善事業に採択されました。

平成24年11月以降、大榑川環境改善に係る取組事例（環境講座の開催、花いかだの作成など）、流域河川調査、菰川（奈良県）、堀川（愛知県）における導入実験の視察、環境保全関連事業の登録制度、汚濁負荷量削減対策、地下水を利用した導水実験など様々な水質浄化対策が進められています。



環境講座



花いかだ



堀川視察



導水実験

## わがまちの環境保全と対策



人・地域・自然が調和した交流都市  
～青と緑と太陽と土を生かす～

恵那市長 可 知 義 明

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本市を始め各地域におかれまして廃棄物処理の推進と環境保全に格別のご理解とご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、協会をあげて環境保全に取り組んでおられますことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

本市は、旧恵那市と旧恵那郡南部(岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町)の1市5町村が合併し本年10年を迎えます。岐阜県の南東に位置し、東は中津川市と長野県、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は八百津町と白川町に接しています。東西32.0km、南北36.0km、面積は504.19km<sup>2</sup>で、その約78%を山林が占めています。市街地の北部を木曽川が、また南端を矢作川が流れ、美しい山や川などの豊かな自然に囲まれています。

合併以後、2ヶ所で別々の方式で処理を行っていた可燃ごみの処理施設も統合し、収集方式、ゴミ袋の料金も統一してまいりました。

そして、持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して、恵那市3R推進施設「ふれあいエコプラザ」を開設しました。この施設は、市民団体と企業、市が協働で実施してきた「日曜リサイクル広場」を常設型とし、身近な資源を有効活用や環境問題に関する学習と体験の場として活用しています。場内の資源回収スペースには、新聞や雑誌、ダンボールなどの古紙をはじめ、24品目を、資源として再生可能な物を市民自ら持ち込むことができる施設であり、生ごみを家庭内で堆肥化する方法の普及啓発や各種の環境学習講座の開催、不用品の展示販売や情報交換の場など、利用される市民の一人ひとりが環境について考えていただける3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進施設と考え、交流を深めながら、環境負荷の少ないまちづくりを進めています。

また、合併以来ごみ処理は、市域を二分し、旧恵那市地区の発生するごみは「エコセンター恵那」、南部5町村で発生するごみは「恵南クリーンセンターあおぞら」で処理をしてきました。平成19年度からは不燃・資源ごみは「リサイクルセンター」で処理に集約し、平成22年度から可燃ごみの処理を「エコセンター恵那」一本化しました。休止した「恵南クリーンセンターあおぞら」は、主に南部5町村地区における直接搬入ごみ等の中継施設として活用しています。また、ごみ処理施設も建設後11年が経過しており、延命、新設の検討をしています。

豊かな自然と自然や周辺地域との交流の歴史を勘案し、「人・地域・自然が調和した交流都市～青と緑と太陽と土を生かす～」を恵那市の将来像とし、市民、事業者、組織、市の機関が協働でごみの減量化や分別収集によるリサイクル化など循環型社会をめざすとともに、巧妙化している不法投棄の防止などに努めているところです。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と関係各位のご活躍をお祈り申し上げます。

トランス、コンデンサを  
廃棄・リサイクルする前に  
PCBが含まれているか否かの確認を  
必ずしてください。



- 廃棄・リサイクルしようとしているトランス、  
コンデンサ、蛍光灯安定器等には有害物質である  
PCB<sup>\*</sup>が含まれているかもしれません！（<sup>\*</sup>ポリ塩化ビフェニル）
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、  
コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



環境省

## トピックス

トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。

PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として

売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。

PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、

厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。



### 廃棄・リサイクルする「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器について



所有者の方へ



産廃・リサイクル業者の方へ

まず、廃電気機器に  
PCBが含まれているか否かの  
調査をしてください。

PCBが含まれている廃電気機器を許可なく  
引き取ることは違法です。引き取る前に、  
PCBの有無を必ず確認してください。

### PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

#### ■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月をもとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)に問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。



[http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人 日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>



#### ■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

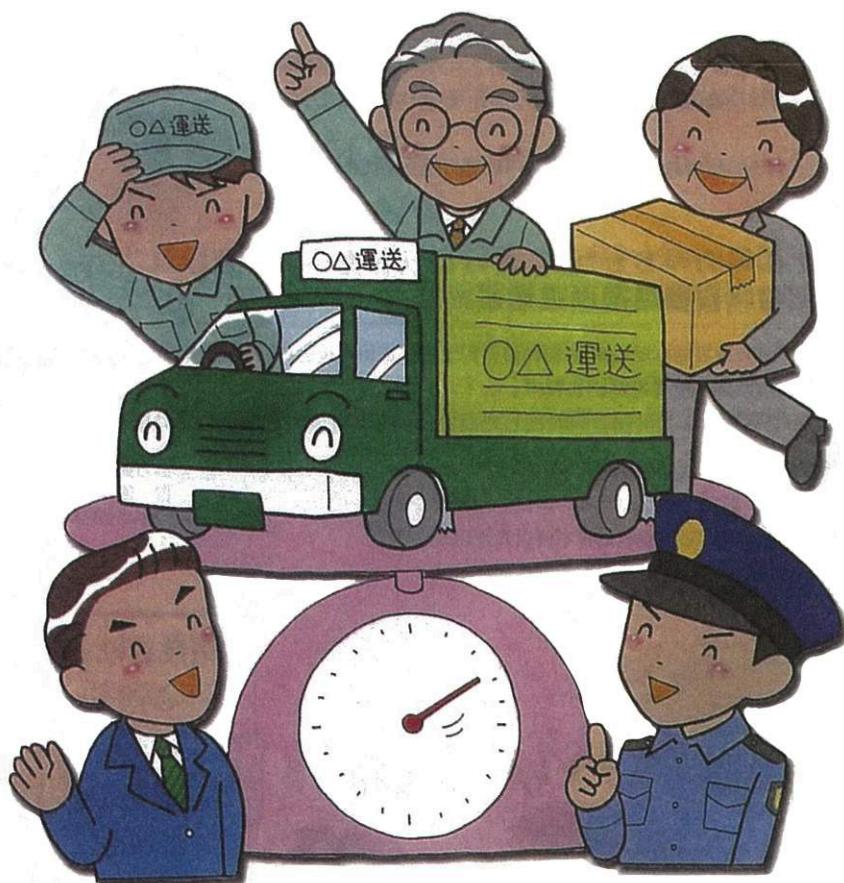
銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記に問い合わせてください。

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651 <http://www.sanpainer.net/>  
[(公財)産業廃棄物処理事業振興財團 内]

# 過積載は、荷主にも 罰則が適用されます!!

しない・させない・過積載!



警 察 厅  
国 土 交 通 省

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 1 過積載に対する荷主への措置等

過積載をさせた場合、荷主の責任も追及へ！

## ■荷主の方へ（発注条件が大きく影響を与えます）

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主がムリな発注条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。※荷主とは、真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

## ●過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第58条の5第1項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」（道路交通法第58条の5第2項）が出されます。

### 罰則

再発防止命令に違反すると、6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金が科せられます。



## ●協力要請書（イエローカード）、警告書（レッドカード）及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）

・違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第33条の規定による過積載違反の行政処分を行なう場合、荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出します。

・上記により、過去3年にわたり2回、協力要請書を発出した荷主に対し、警告書を発出しています。

- 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、
- ・どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
- ・過積載となることがわかっているながら過積載運行を要求した場合。
- 荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。

※協力要請書 3,658件  
警告書 6件  
(平成12年9月30日現在)



◇過積載運行に係る荷主の事業種別は、1) 建設業、2) 製造業 3) 卸小売業の順になっています。

## 2 過積載に対する事業者への措置等

過積載をさせた場合、運行管理者の資格取消や事業許可取消につながり、社会的な信用が失われます。

### ■事業者の方へ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼關係や社会的信用を失うことになります。

#### ●自動車の使用者に対する主要な処分（道路交通法）

##### 1. 過積載車両に係る公安委員会による指示

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用することとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防ぐ措置を講ずるべき責任のある車両の使用者に運行管理を改善させる必要があります。

この場合、公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るため、自動車の使用者に対して、過積載を防止するため必要な措置を取ることを指示します。



##### 2. 過積載運転に係る自動車の使用制限処分

自動車の使用者が業務に関する規範を下し、又は掌握了した場合や、上記1.で公安委員会の指示を受けた自動車に付き、再度過積載運転行為が行われた場合には、公安委員会は、「自動車の使用者に対し、3カ月を越えない範囲以内で自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることとなります。」

##### 3. 罰則

(1) 自動車の使用制限命令違反（上記2.の命令に違反した場合）

(2) 自動車の使用制限に関する精算を差押し、差押し又は取り除いた場合

(3) 過積載を下命・掌握した場合

6カ月以下の罰金又は10万円以下の罰金

#### ・公安委員会の指示・掲示後の使用制限区分

掲示元	掲示後の使用制限	過積載に係る罰後責任追及状況		
		下命・旨認	同 認	精算・執達
3,060円	4 件	75	553	10

（平成12年・警察庁調べ）

#### ・過積載に係る罰後責任追及状況

下命・旨認	同 認	精算・執達	計	
			大型車	普通車
23	37万	1台	235万円	
3次	4万円	2台	3万円	37万円
6台	1回	3台	375万円	

半も点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

#### ●トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

過積載の程度が該当するもの	初 回		2回目		3回目		4回目	
	10日×違反車両数	30日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数	130日×違反車両数	330日×違反車両数	200日×違反車両数	500日×違反車両数
過積載の程度が該当するもの 10日未満のもの	20日×違反車両数	50日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数	130日×違反車両数	330日×違反車両数	200日×違反車両数	500日×違反車両数
過積載の程度が該当するもの 10日以上のもの	30日×違反車両数	60日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数	130日×違反車両数	330日×違反車両数	200日×違反車両数	500日×違反車両数



## 3 過積載に対する運転者への措置等

### ●運転者の方へ

過積載運行により事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟においては運転者に対する損害賠償責任が生じる場合も。

運転点数	反則金のほかに、民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も。
3	

運転者に対する措置（道路交通法）

1. 自動車運送命令の指示、重量測定装置設置義務
2. 過積載を行ったための応急措置
3. 運転点数が反則金

→荷物の現場取り下ろし、警察官による通行指示

(1) 自動車の使用制限命令違反（上記2.の命令に違反した場合）

(2) 自動車の使用制限に関する精算を差押し、差押し又は取り除いた場合

(3) 過積載を下命・掌握した場合

6カ月以下の罰金又は10万円以下の罰金

### 過積載運行は…

重大事故を誘発する過労運転や過積載運行等の違反に関しては、運転者、使用者（トラック運送事業者）だけでなく、荷主の責任も追及されるなど、当該トラック輸送に関係した全ての人に対する責任が及びます。

#### ●重大事故の原因にもなり、

制動力の低下やバランスを崩しやすくなります。



#### ●重大事故を引き起こすと、事業経営に重い負担となります。



死傷者を伴う重大事故を引き起こすと、損害賠償等多大な負担をこうむるばかりではなく、社会的信用を失うことになります。

#### ●また、車両コストの増大と燃費の低下につながります。

車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、経営負担増やエネルギーの無駄使いにつながります。



#### ●その他、環境、道路にも悪い影響を与えます。



## 〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

### ○理事会の開催

平成25年度第5回理事会が、平成26年3月3日(月)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

#### (1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会全国正会員会長・理事長会議(平成26年2月21日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会第2回全国正会員事務局責任者会議(平成26年1月31日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会第2回全体会議(平成26年2月19日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会第3回専務理事会議(平成26年2月12日開催)

#### (2) 委員会報告

##### ・総務委員会

- 第3回委員会(1月28日)の協議結果
- ・研修指導委員会

- 第3回委員会(1月28日)の協議結果
- ・広報編集委員会

- 第4回委員会(1月29日)の協議結果
- ・適正処理委員会

- 第3回委員会(1月29日)の協議結果

#### (3) 青年部会報告

- ・第9回(1月24日)の開催結果
- ・第4回全国青年部協議会部会長会議(スプリングカンファレンス2014)」参加報告等

続いて、次の議案について審議が行われ、

いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成26年度事業計画(案)について

第2号議案 平成26年度予算(案)について

第3号議案 委員会委員の選任について

第4号議案 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会表彰要綱の一部改正について

続いて、その他として「1月末における会計収支報告」、「理事の辞任」及び「会員の状況」についての報告がされました。「理事の辞任」では、丁理事が平成26年1月31日付けで辞任された旨報告されました。



第5回理事会

### ○委員会の開催

下記のとおり開催され、協議事項はいずれも原案のとおり承認されました。

平成26年1月28日(火)

・第3回総務委員会を開催し、「当委員会が所管する平成26年度事業計画案」及び「理事長表彰要綱の一部改正」について協議しました。

・第3回研修指導委員会を開催し、「当委員会が所管する平成26年度事業計画案」及び「収集・運搬業者における交通安全対策支援事業の実施」について協議しま

した。

平成26年1月29日(水)

- ・第4回広報編集委員会を開催し、「当委員会が所管する平成26年度事業計画案」及び「協会報『ぎふ環境保全』第98号の編集方針」について協議しました。
- ・第3回適正処理委員会を開催し、「当委員会が所管する平成26年度事業計画案」及び「電子マニフェストシステム」について協議しました。

### ○青年部会の動向

・平成26年2月28日(金)に、「第4回全国青年部協議会部長会議(スプリングカンファレンス2014)」が名古屋市内で開催され、第一部では、CSR2プロジェクト進捗状況報告、第9回全国大会に関する件、スプリングカンファレンス2015開催場所承認の件、平成26年度事業計画案に関する件等について協議が行われました。

また、第二部では、環境省の谷津龍太郎事務次官を講師に、記念講演会が開催されました。この会議には小塚青年部会長はじめ3名が出席しました。第三部では、会議に引き続き懇親会が開催され、全国から参加された青年部員や協会役員



スプリングカンファレンス



の方々との情報交換など活発な交流が行われました。この懇親会には当協会から粥川理事長と長谷部専務理事が、また当青年部会員7名が参加しました。

### <(公社)全国産業廃棄物連合会>

### ○全国正会員会長・理事長会議

平成26年2月21日(金)に、「平成25年度全国正会員会長・理事長会議」が、石川県金沢市内の「ANAクラウンプラザホテル金沢」で開催され、「平成26年度事業運営概要について」を議題に、①事業計画骨子案、②委員会・部会の効率化、活性化等について協議されました。また、情報交換の場が持たれ、全国8地域の各代表協会から、地域特有の情報や地域での取り組み状況などの説明がなされました。

この会議には、粥川理事長と木村事務局長が出席しました。

### ○全国正会員事務局責任者会議

平成26年1月31日(金)に、「平成25年度第2回正会員事務局責任者会議」が、東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成26年度事業計画骨子」、「委員会・部会の効率化、活性化」、「マニフェスト管理システムの変更」、「教育研修関連事業」、「消費税率改定に伴う

対応」等について説明や協議が行われました。この会議には、長谷部専務理事と木村事務局長が出席しました。

## 〈中部地域協議会〉

### ○全体会議

平成26年2月19日(水)に、「平成25年度中部地域協議会第2回全体会議」が、三重県四日市市内の四日市都ホテルで開催され、「平成26年度の事業計画・収支予算」、「平成26年度の業許可講習会の開催予定」、「任期満了に伴う役員候補者の推薦」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」、「(公社)全産連の平成26年度事業計画骨子案」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、鈴村副理事長、丹羽副理事長及び木村事務局長が出席しました。

### ○専務理事会議

平成26年2月12日(水)に、「平成25年度第3回専務理事会議」が、掛川市内において開催され、「平成26年度事業計画、収支予算」、「平成26年度業許可講習会の開催予定」、「新役員候補者の推薦」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」、「青年部会第9回全国大会助成金」等について協議されました。

また、会議に先立ち、掛川市内にあるN E C アクセステクニカ(株)環境推進センターを訪問し、環境経営の考え方をお聞きしたり、省資源・資源循環の取り組みを行っている工場内などを視察しました。この会議には、木村

事務局長が代理出席しました。

## 〈その他〉

### ○産業廃棄物処理実務者研修会

平成26年2月27日(木)に、(公社)全国産業廃棄物連合会が主催し、当協会が会場準備や受付業務などに協力する方法で開催している「産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～」が、岐阜市内のふれあい福寿会館で開催されました。この研修会は、排出事業者及び処理業者において産業廃棄物を取り扱う実務担当者に、委託契約、マニフェスト及び帳簿等に関する幅広い基礎知識を習得・再認識して頂くことを目的に開催されました。当日は、実務に携わる担当者75名が受講されました。

### ○東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進会議

平成26年3月14日(金)に、東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会主催の会議が、名古屋市内で開催されました。会議には、東海農政局、岐阜、愛知、三重各県の農業園芸担当課、農業関係各種経済団体及び産業廃棄物協会(保全協会)の各役職者、担当者が出席し、野菜作り等に用いられる農業用使用済みプラスチック(ハウスの被覆資材、マルチ資材、育苗資材等)の適正処理や再生処理の向上のための取り組み等について協議・情報交換が行われました。本協議会の構成員である当協会からは、木村事務局長が出席しました。

## 協会だより

### 適正処理委員の選任

平成26年3月3日の理事会において、次のとおり適正処理委員が選任されました。

氏名	会員区分	会社名	備考
纒 纒 和 人	正会員	(株)纒纒・	

### 社名変更の紹介

(平成26年1月から平成26年3月までに届け出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社八幡環境	有限会社八幡環境
正会員	株式会社フィルテック	寿和工業株式会社

### 優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員の紹介

平成26年3月31日現在

会員名	住所	電話	認定・確認年月日	許可区分
(株)ウエスギ 代表取締役社長 上杉圭司	三重県四日市市天ヶ須賀 新町1-32	(059) 365-6800	平成23年6月30日 平成23年5月12日	岐阜県 産廃収運 特管産廃収運
(株)キト一 代表取締役 宮田晴吉	愛知県安城市新明町8-12	(0566) 77-7373	平成23年5月31日	岐阜県 産廃収運
(株)マルダイ 代表取締役 草野哲郎	揖斐郡大野町五之里148-1	(0585) 36-0320	平成23年6月23日	岐阜県 産廃処分
(株)ミダック 代表取締役 矢板橋一志	静岡県浜松市東区有玉南 町2163	(053) 471-9361	平成23年9月4日 平成23年9月4日	岐阜県 産廃収運 特管産廃収運
近藤産興(株) 代表取締役 近藤昌三	愛知県名古屋市南区浜田 町1-10	(052) 614-2511	平成23年10月11日 平成23年10月11日	岐阜県 産廃収運 特管産廃収運
(株)山田林業 代表取締役 山田輝幸	多治見市甘原町506-1	(0572) 25-0863	平成23年11月24日 平成23年11月24日	岐阜県 産廃収運 産廃処分
F D K エコテック(株) 代表取締役社長 川崎健司	海津市平田町土倉字江東 478	(0584) 66-4781	平成24年2月9日	岐阜県 産廃収運
(有)ナカタツ環境 代表取締役 中村龍雄	揖斐郡揖斐川町長良213-1	(0585) 22-5981	平成25年2月4日	岐阜県 産廃収運
誠美社工業(株) 代表取締役 高木本春	愛知県瀬戸市曉町3-91	(0561) 86-8818	平成25年8月9日	岐阜県 産廃収運

(認定・確認年月日順)

# お知らせ

岐阜県及び岐阜市の平成26年4月1日付で行われた、定期人事異動をお知らせします。

## 岐阜県の人事異動（関係分）

### ◇環境生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	宗宮正典	農政部次長	秦泰之	退職（環境省復帰）
次長	新田晃	環境省	市川篤丸	秘書政策審議監

### ◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
総括管理監	小川弘樹	東濃県税事務所徴収課長	山口幹夫	商業・金融課総括管理監
不法投棄監視監	大野雅人	危機管理課防災情報企画監	西村和昭	農業技術センター管理監兼総務課長
管理調整係				
主査	若原稚子	監査委員事務局監査第一課主査	横野令子	出納管理課審査係長
企画調査係				
係長	篠田悦司	議会事務局議事調査課主査	新海利之	防災課防災航空センター長
主査	大池隆之	飛騨振興局主査	山下武	岐阜県税事務所主査
技師	牛田秀樹	新規採用	今井紗絵子	一般廃棄物係（課内異動）
一般廃棄物係				
係長	坪井久宣	東濃保健所係長	山内康裕	環境管理課環境安全係技術課長補佐兼係長
技師	今井紗絵子	企画調査係（課内異動）	—	—
産業廃棄物係				
主査	蒲祐輔	県民生活相談センター主査	中村勇夫	中濃振興局廃棄物対策課係長
主任	平野知博	建築指導課主任	見吉賢志	街路公園課主任
主任技師	上野真一	薬務水道課主任技師	松尾孝和	飛騨振興局環境保全係長
監視指導係				
課長補佐兼係長	川田裕司	原子力防災室課長補佐兼係長	竹腰圭司	岐阜土木事務所主査
課長補佐	大脇雅彦	警察本部組織犯罪対策課（警部）	二村智	警察本部生活安全総務課課長補佐（警部）
主査	野田知宏	農村振興課主査	広瀬力	子育て支援課主査
技師	高井克浩	中濃振興局技師	川上訓徳	東濃振興局恵那事務所技術主査

## 岐阜市の人事異動（関係分）

### ◇環境事業部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
次長	原昭雄	環境事業政策課長	上松辰宏	岐阜羽島衛生施設組合派遣
産業廃棄物特別対策課特任管理監	(不補充)	—	木股康範	(退職)

### ◇産業廃棄物特別対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	篠田桂一	産業廃棄物特別対策課管理監	藤嶋義正	福祉事務所生活福祉一課長

## お知らせ

### 平成26年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成26年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)並びに特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程を次のとおりお知らせします。

#### ○講習会の申込み手続き(岐阜県の場合)

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話(058-272-9293)で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講の手引き(受講申込書等)は、当協会又は岐阜県岐阜地域環境室、各振興局(事務所)環境課(岐阜市の場合)は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

#### ○インターネット申込みの導入

講習会の実施機関である(公財)日本産業廃棄物処理振興センターにおいて、平成26年度からの講習会でインターネットによる受講申込みも行うこととなりました。

申込み等については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ  
(<http://www.jwnet.or.jp/>)でご確認ください。

開催県	新規				更新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・特管産廃収運	産廃処分・特管産廃処分	
岐阜	9/9～9/10				7/11 10/22		7/10
静岡	5/13～5/14 10/16～10/17 (27年) 1/20～1/21				7/2 11/18 (27年) 2/24	12/16～12/17	5/15 7/3 11/19 (27年) 2/25
愛知	6/11～6/12 9/30～10/1 11/20～11/21	7/8～7/11	8/20～8/22 (27年) 2/16～2/20		5/22 6/26 8/8 10/17 (27年) 1/16	7/30～7/31	5/21 6/25 8/7 9/11 9/12 10/16 (27年) 1/15
三重	7/17～7/18	9/2～9/5			6/5 11/6	9/25～9/26	6/6 11/7

岐阜県講習会会場 ふれあい福寿会館(岐阜県県民ふれあい会館) 岐阜市薮田南5-14-53

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(公社)静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

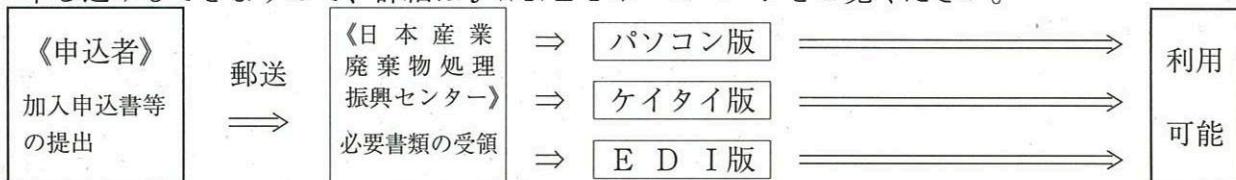
(一社)愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

(一社)三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

**<電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み>**  
**——事業者のマニフェスト事務の効率化のために——**

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所など。
- 収集運搬業者：業者単位で加入。(複数加入も可)
- 処分業者：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能。)

○ 利用料金 平成26年1月1日より料金改定(加入料廃止)。平成26年4月1日より料金改定(消費税率改正に伴うもの)

**【排出事業者】**

利用区分	排 出 事 業 者				少量排出事業者 団体加入料金
	A 料 金	B 料 金			
加入料(加入時のみ)	0円	0円			0円
基本料(1年間)	25,920円	2,160円			不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円			32.4円

**【処理業者】**

利用区分	収集 運搬業者	処 分 事 業 者				2次登録機能のみ	
		処分報告 機能のみ	処分報告機能 + 2次登録機能		A料金	B料金	
			A料金	B料金			
加入料(加入時のみ)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	2次登録機能のみ
基本料(1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円	25,920円	2,160円	2次登録機能のみ
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.8円 (66件まで無料) 67件から 32.4円	10.8円 (66件まで無料) 67件から 32.4円	10.8円 (66件まで無料) 67件から 32.4円	2,160円	2次登録機能のみ

○ 問い合せ先

- (一社)岐阜県産業環境保全協会  
〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

**岐阜県内の加入状況**

平成26年3月24日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	2,928
収集運搬業者	212
処分業者	123
合 計	3,263

### 産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。  
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

## <協会への入会のおすすめ>

### — 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とは言えないので現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円  
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでお連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

## ○会費の納入は便利な口座振替で ○

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

### ◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立)

信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)

信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)

農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)

労 働 金 庫 (東海労働金庫)

ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

#### ・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

#### ・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当: 小野)

## 協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回発行)及び「協会要覧」(年1回発行)をしており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に止まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになります。こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金( )	は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カラ一	30,000円	(40,000円)
	モノクロ	20,000	(30,000 )
裏 表 紙	カラーのみ	40,000	(50,000 )
本 文 中	カラ一	30,000	(40,000 )
	モノクロ	10,000	(20,000 )

注 1 1／2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。

3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



# 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

## 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

### 協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換での購入となります。

### 発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

### 送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単 票 1 箱	(100 セット入り)<すべて>	411 円
連続票 1 ケース	(500 セット入り)<直行用、建設系>	411 円
連続票 1 ケース	(500 セット入り)<積替用>	463 円

\*平成26年4月1日から送料を変更しました。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

## 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料について

当協会で販売しております産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料は、購入者の方に負担いただいておりましたが、平成24年4月から一般社団法人移行後の会員サービスとして、会員様への発送に係る送料を当協会にて負担していますので、お知らせします。

なお、非会員の方へ産業廃棄物管理票を発送する際の送料については、従来と同様購入者様の負担となります。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No., \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No., \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒  
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

\*事務局記入欄

支払方法	発送 払込No
窓口 現金	
整 理	

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体  
その他( )  
(○をつける)  
産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

2012. 7

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務剛児 川合秋男 川合雅和 野々村 清

野村清晴

編集顧問

大野安

## 編集後記

4月は、百花繚乱、さくら前線が南から北へ日本列島を縦断していく春爛漫の季節であります。また、企業・団体や学校生活の新しい年度のスタートの月でもあります。前途の明るい話題がふさわしい季節ではありますが、マスコミではさほど大きく取り上げられなかった気になる話題を一つ取り上げてみたいと思います。

3月11日は、誰でもご存じの東日本大震災の発生した日であります。この大地震の特徴は、大きな津波による家屋の流失と原子力発電所を破壊して放射能汚染をもたらしたことであります。これを教訓にして太平洋沿岸でいつ発生してもおかしくないと言われている、南海トラフ巨大地震(想定、マグニチュード9クラス)に対し、人的被害が何万人、倒壊・流失家屋が何万戸と予測し、これらに対する多くの対策がマスコミによって細かく報じられています。その中の一つにこんな記事がありました。

今年3月1日付岐阜新聞 「がれき、東日本の11倍」「処理に最大20年」

この記事は、環境省が推計して発表したものを掲載した記事であります。これによりますと、震災がれきと津波堆積物が、阪神大震災は2千万トン(処理期間3年2か月)、東日本大震災3千万トン(同3年)、首都直下地震は推計1億1千万トン(同6年半程度)、南海トラフ巨大地震は推計3億4千9百万トン(同20年程度)発生するというものであります。関係者がこれから協議すると、それだけの記事です。

世に警鐘を鳴らすのがマスコミの本分ならば、このような数値が発表されたら、当然、東日本大震災では、大量の震災がれきが震災復興を大きく妨げたことは誰でも知っていることですから、早急な対策を迫る記事をなぜ掲載しないのでしょうか。

翻って、我が業界も恐るべき大災害に備えて、業界の誇りと国民の生命財産を守るという崇高な理念によって、官民一体となって処分場の確保やリサイクル施設の整備など何らかの具体的な方策が考えられないものでしょうか。おおいに期待したい。

### [言葉の宝石]

病は以て身を保つべし。

病気というものがあるために、人はむしろ保健衛生に注意して、からだの健康を保とうとするのである。物事は考え方である。(菜根譚・洪自誠の著より)

記 大野 安一

平成26年4月15日発行

第98号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 翁川長司

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階  
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>  
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク